

屋上使用契約書

△△△△（以下「甲」という）と□□企画株式会社（以下「乙」という）は、次の通り契約を締結した。

（屋上使用許可）

第1条 甲は、乙に対し、下記建物（以下「本件建物」という）の屋上部分を、広告塔設置の目的で使用することを認める。

記

所 在 ○○区○○町○○丁目○○番地○○
家屋番号 ○○番○○
種 類 ○○
構 造 ○○○○○○
床面積 ○○.○○m²

（期間）

第2条 本契約の期間は、令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までの3年間とする。

（賃料）

第3条 乙は、甲に対し、本件建物屋上部分の使用料として、月額金○○○○円を支払う。

2 乙は、前項の賃料について、毎月末日までに翌月分を甲の指定する銀行口座に振込む方法で支払う。

（保証金）

第4条 乙は、本契約締結の席上で、保証金として金○○○○円を無利息で預託し、甲はこれを受領した。

（使用方法）

第5条 乙は、本件建物の屋上を広告塔設置のために使用し、その他の用途に用いてはならない。

2 甲は、乙の前項の目的による使用を妨げない限り、本契約締結にかかわらず、本件建物の屋上部分を使用することができる。

(広告塔の仕様)

第6条 乙は、設置する広告塔の仕様その他の図面を甲に提出し、広告塔の仕様その他について甲の書面による事前の同意を得なければ、広告塔を設置することはできない。

2 乙が設置した広告塔に変更を加える場合も、前項と同様とする。

(広告塔の管理)

第7条 広告塔の設置、維持、補修、撤去等に関する費用（広告塔に必要な電気使用料を含む）は、すべて乙の負担とする。

2 広告塔の設置、維持、補修、撤去等はすべて乙の責任において実施するものとし、甲は、同実施について一切の責を負わないものとする。

3 広告塔の設置、維持、補修、撤去等に際して、乙が本件建物を損壊する等甲又は第三者に対して損害を加えた場合には、すべて乙がその賠償責任を負担し、甲は一切の責を負わないものとする。

(広告塔の撤去)

第8条 次の一つに該当する場合には、乙は直ちに広告塔を撤去し、又は甲の書面による承認を得て適切な変更を加える。

なお、乙が本条に従って広告塔を撤去した場合であっても、乙は、第2条に定める期間内の使用料支払義務を免れない。

① 広告塔の設置が法令、条例その他に反する場合

② 広告が第三者の商標権、意匠権その他の権利を侵害するものである場合

③ 広告が名誉毀損に該当する等第三者の権利を侵害する場合

(禁止事項)

第9条 乙は、本件建物の屋上利用権を第三者に対して譲渡又は担保に提供し、若しくは本件建物の屋上を乙以外のものに利用させてはならない。

(解除)

第10条 甲は、次の場合、何らの催告なく本契約を解除することができる。

① 乙が2ヶ月以上使用料を滞納した場合

② 乙が第9条に反した場合

(契約の終了)

第11条 本契約が終了した場合、乙は、直ちに広告塔その他乙の所有又は保管する物件及び乙が設置した造作をすべて取外して撤去したうえで、本件建物の屋上部分を明渡す。

2 乙は、明渡に際し立退料、広告塔撤去費用、造作の買取り、必要費又は有益費の償還その他いかなる名目においても、甲に対して金員の支払を請求しない。

3 甲は、乙から本件建物の屋上部分の明渡を受けた場合には、遅滞なく保証金を返還する。ただし、甲は、乙に対する未払使用料支払請求権その他本契約から生じる請求権を有する場合には、保証金をその弁済に充当し、乙に対してその残額を返還すれば足りる。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、誠意をもって解決する。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙各1通を保持する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 △ △ △ △ ⑩

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇〇株式会社
代表取締役 □ □ □ □ ⑩